

第10章 販売取扱所の基準

第1 定義（危政令第3条第2号）

- 1 販売取扱所は、店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所であり、指定数量の倍数が15以下のもの（第一種販売取扱所）と指定数量の倍数が15を超え40以下のもの（第二種販売取扱所）をいう。

2 販売取扱所の区分

販売取扱所は、危険物を容器入りのままで販売する取扱所であることから、危政令第27条第6項第2号の基準に適合しない行為は認められないものである。したがって、販売取扱所において自動車等への給油又は石油類等の詰替えを行うことはできない。

第2 取扱数量の算定

店舗内に収納された危険物の総量とする。

第3 販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 第1種販売取扱所（危政令第18条第1項）

(1) 位置（第1項第1号、第2項）

販売取扱所の用に供する部分は、幅員4m以上の道路（危省令第1条第1号に規定するものをいう。）に面して設置するよう指導すること。

なお、道路に面さない、敷地内の奥まった部分に設置する場合でも販売を目的としかつ、基準に適合する場合は、差し支えない。（昭和40年6月1日自消丙予発第99号）

(2) 建築物の構造（第1項第3号、第4号、第5号）

ア 建築物の一部に設ける販売取扱所の隔壁（危政令第18条第1項第3号ただし書に規定する隔壁をいい、上階がある場合の上階の床を含む。以下販売取扱所の基準において同じ。）は、障壁とするよう指導すること。

イ 床は、耐火構造とし、又は不燃材料で造り、危険物が浸透しない構造とすること。

ウ 販売取扱所に雨よけ又は日よけを設けるときは、支柱及び柱等是不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとすること。

(3) 窓及び出入口（第1項第6号）

隔壁に開口部を設けるときは、次により指導すること。

ア 出入口を設けるときは、常時閉鎖式の特定防火設備（防火戸）とすること。

イ 隔壁には、窓を設けないこと。ただし、防火管理のためにやむを得ないと認められる場合は、必要最小限のはめごろし窓（鉄製枠の網入ガラス窓に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けたものに限る。）を設けることができる。

(4) 配合室（第1項第9号、第2項）

危険物を配合する室は、次によること。

- ア 壁及び屋根は、耐火構造とするとともに、窓を設けないよう指導すること。
- イ 貯留設備として「ためます」を設ける場合のためますの大きさは、縦、横及び深さが30cm以上又はそれと同等以上の容量とすること。
- ウ 可燃性蒸気等の排出設備は、「換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準」（別記1）によること。
- エ 採光のため、照明設備を設けるよう指導すること。

2 第2種販売取扱所（危政令第18条第2項）

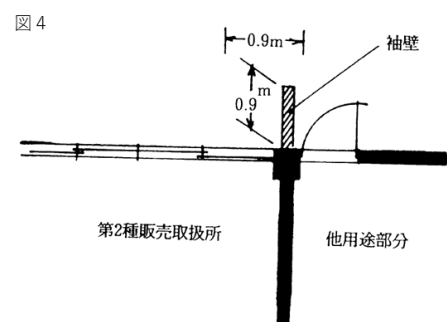
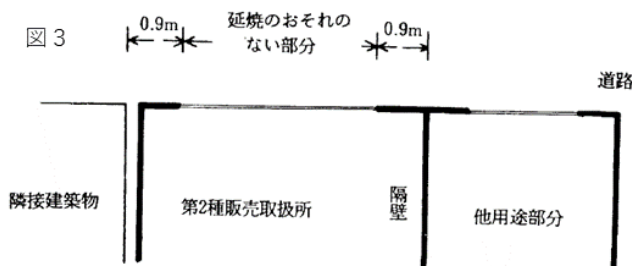
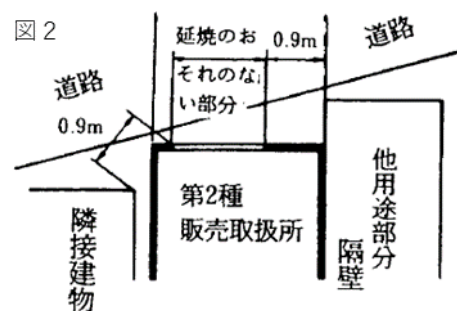
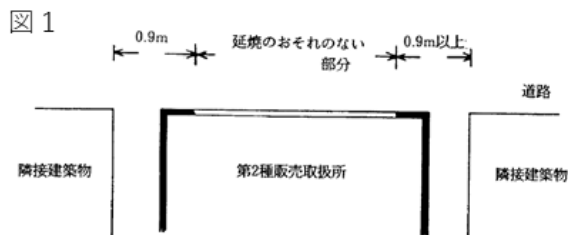
(1) 建築物の構造（第2項第1号）

建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分の壁（上階がある場合の上階の床及び地階ある場合の販売取扱所の用に供する部分の床を含む。）は、障壁とするよう指導すること。

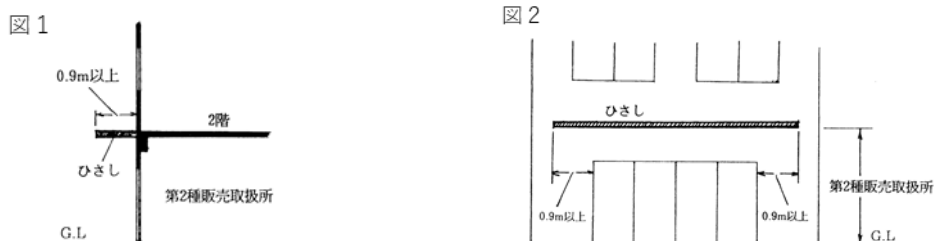
(2) 上階への延焼防止の措置（第2項第2号）

ア 「延焼のおそれのある壁又はその部分」及び「延焼のおそれのない部分」についての判断は、従来の危険物法令中の同趣旨の規定の運用と同様に行われたい。ただし、当該取扱所の両側に近接する建築物との間隔が0.9m未満である取扱所の部分は延焼のおそれのある部分として取り扱うこと。（図1～3参照）（昭和46年7月27日消防予第106号）

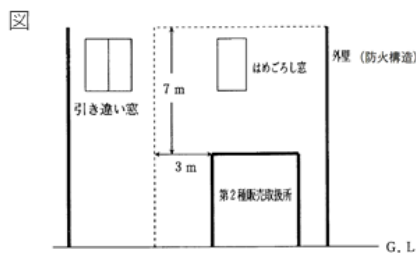
イ 第2種販売取扱所の外壁に、図に示すとおり、長さ0.9m以上の耐火構造の袖壁を設けた場合、隣接する建築物の外壁（建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分以外の部分との間に設ける壁を含む。）から0.9m以内の部分であっても、「延焼のおそれのない部分」として取り扱うこと。（図4参照）（昭和48年8月2日消防予第121号）



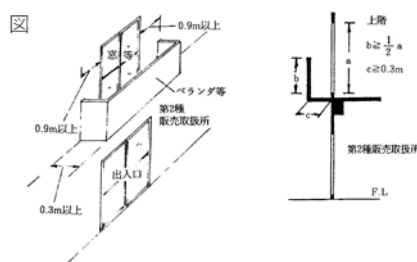
(7) 第2種販売取扱所の外壁の上階との境界に、図1及び2に示すとおり、耐火構造のひさし（ひさしの突出部分の長さ及び幅は、1階の開口部の位置からそれぞれ0.9m以上とする）を設ける。（昭和46年7月27日消防予第106号）



(イ) 上階の外壁が耐火構造又は防火構造であり、当該販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部にははめ殺しの甲種又は乙種の防火戸が設けられていること。(昭和 48 年 8 月 2 日消防予第 121 号)



(ウ) 耐火構造又は骨組み及び下地を不燃材料で作ったベランダ等で、図 8 に示す
 とおりの構造を有し、上階の開口部を防火上有効に遮蔽すること。



第2種販売取扱所と他用途部分との隔壁に監視用の30cm×40cmの窓（はめ殺しの網入ガラスとし、温度ヒューズ付甲種防火シャッターを設ける。）を設けて差し支えない。（昭和51年7月12日消防危第23-3号）

「延焼のおそれのある壁又はその部分」とは、(2)ア及びイの「延焼のおそれのない部分」以外の部分の壁又はその部分（隔壁を含む。）をいうこと。